

予算特別委員会

令和4年6月24日

葛城市議会

予 算 特 別 委 員 会

1. 開会及び閉会 令和4年6月24日（金） 午前9時30分 開会
午後1時54分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	杉 本 訓 規
副委員長	松 林 謙 司
委 員	西 川 善 浩
〃	柴 田 三 乃
〃	梨 本 洪 珪
〃	奥 本 佳 史
〃	谷 原 一 安
〃	増 田 順 弘

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議 長	川 村 優 子
議 員	横 井 晶 行
〃	坂 本 剛 司
〃	吉 村 始

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿 古 和 彦
副 市 長	溝 尾 彰 人
教 育 長	椿 本 剛 也
企画部長	高 垣 倫 浩
人事課長	植 田 和 明
人事課主幹	南 直 美
企画政策課長	勝 眞 由 美
総務部長	東 錦 也
庁舎機能再編推進室長	吉 田 和 裕
生活安全課長	津 本 佳 成
財務部長	米 田 匡 勝
財政課長	内 蔵 清
税務課長	椿 本 眞 司

市民生活部長	前 村 芳 安
市民生活部理事	林 本 裕 明
クリーンセンター所長	石 橋 和 佳
保健福祉部長	森 井 敏 英
社会福祉課長	山 岡 邦 啓
こども未来創造部長	井 上 理 恵
こども未来課長	中 井 智 恵
こども・若者サポートセンター所長	川 崎 圭 三
産業観光部長	早 田 幸 介
農林課長	吉 村 和 則
教育部長	西 川 育 子
教育部理事	板 橋 行 則
上下水道部長	井 邑 陽 一
水道課長	福 森 伸 好

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
書 記	新 澤 明 子
〃	神 橋 秀 幸
〃	福 原 有 美

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 議第39号 令和4年度葛城市一般会計補正予算(第2号)の議決について
- 議第40号 令和4年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第1号)の議決について
- 議第41号 令和4年度葛城市水道事業会計補正予算(第1号)の議決について

開 会 午前9時30分

杉本委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、予算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。予算特別委員会、初めて委員長を任されまして、不手際ばかりやと思いますけども、皆様のご協力よろしくお願いいたします。大事なことやと思いますので、しっかり慎重審議よろしくお願いいたします。

それでは、委員外議員のご紹介させていただきます。横井議員、坂本議員、吉村議員。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押してご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めていますので、ご承知おきお願いいたします。

委員会の会議進行においても、随時休憩を取りながら、理事者側の出席職員についても、あまり人数が多くなならないように順次入替えを行いながら進めていきたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

発言につきましても、簡単明瞭にさせていただき、会議時間の短縮にご協力いただくようお願いいたします。

ここで、予算特別委員会の開会に当たり、事前に進行及び審査方法等について確認したいと思います。まず、審査の順につきましては、お手元に配付の予算特別委員会次第に記載の順番に1議案ごと上程し、採決まで行います。

次に、一般会計補正予算の審査方法でございますが、今回の補正予算の範囲は、歳出で8款まででございます。提案説明については、一般会計補正予算の歳出歳入を一括で説明を受けます。そして質疑については、まずは歳出の2款、その歳出に関連する歳入の部分について行いますが、委員会室に入れる理事者側の人数にも限りがありますので、2款を2つの部分に分けて、理事者側の職員の入替えをしながら行いたいと思っております。

分ける区分としては、1つ目が、歳出の2款のうち1項13目地方創生臨時交付金事業費を除いた部分、2つ目が、2款の1項13目地方創生臨時交付金事業費の部分といたします。そして、2款の質疑終了後に理事者側の職員の入替えを行い、歳出の3款、4款とその歳出に関連する歳入の部分について質疑を行いたいと思っております。3款、4款の質疑が終了いたしましたら、理事者側の職員の入替えを行い、歳出の5款から歳出の最後までとし、その歳出の関連する歳入の部分について質疑を行います。そして、歳出の最後まで質疑終了後に一般会計補正予算の質疑を終結し、議員間討議、討論、採決を行います。

特別会計補正予算については、これまでと同様に、1議案ごと歳出歳入について一括で説明を受けて質疑を行い、議員間討議、討論、採決を行います。なお、水道の事業会計補正予算については、歳入歳出の順番で説明を受けますので、ご了承をお願いいたします。

これまでについて、何かご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、そのように委員会運営を行うことといたします。

初めに、議第39号、令和4年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

本案について提案者の内容説明を求めます。

米田部長。

米田財務部長 皆さん、おはようございます。財務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、ただいま上程となっております議第39号、令和4年度葛城市一般会計補正予算（第2号）について、簡潔にご説明を申し上げます。

まず初めに、補正予算書の1ページをご覧いただきたいと思ひます。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,106万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168億3,916万1,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書の6ページをお願いいたします。

まず、歳出よりご説明をさせていただきます。2款総務費、1項1目一般管理費で、補正額は1,259万1,000円の減額でございます。監査委員事務局を主務とする職員2名の配置に伴いまして、一般管理費、人件費を減額し、同額を7ページにございます監査委員費、人件費に振り替えるものでございます。

続きまして、4目財産管理費で、補正額は2,500万円でございます。當麻文化会館を全面改修いたしまして、庁舎、図書館、文化会館等の各要素を複合化した施設を整備するに当たりまして、基本計画策定業務委託料を計上させていただくものでございます。9目企画費で、補正額は80万円でございます。アドバイザー報償費や研修委託料にそれぞれ40万円を計上するものでございます。

続きまして、6ページ下段から7ページでございます。13目地方創生臨時交付金事業費で、補正額は1,361万円ございまして、うち保育給食費助成事業で958万9,000円。7ページに移っていただきまして、給食費保護者負担軽減事業で402万1,000円でございます。こちらは、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策事業の一環といたしまして、市内私立保育園等における給食費の無償化に伴う助成金等でございます。

続きまして、その下の3項1目戸籍住民基本台帳費で、補正額は1,067万3,000円でございます。戸籍法の改正に伴いまして、戸籍情報システムの改修を行うものでございます。

続いて8ページをお願いいたします。3款民生費、1項9目住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費で、補正額は7,500万円でございます。こちらにつきましても、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策事業の一環といたしまして、令和4年度に新たに住民税非課税世帯等となった世帯に対しまして、1世帯当たり10万円を給付するものでございます。

続いて下段でございます。4款衛生費、1項1目保健衛生総務費で、補正額は6,177万6,000円でございます。こちらにつきましても、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総

合緊急対策事業の一環といたしまして、水道事業会計において個人及び事業者支援策といたしまして、水道基本料金8か月分を無償化することから、相当額を一般会計より補助するものでございます。

続いて9ページをお願いいたします。2項2目塵芥処理費で、補正額は159万2,000円でございます。クリーンセンター長期包括管理運営委託業務契約に基づく社会経済状況の変化に伴う委託費の改定となっております。

下段をお願いいたします。8款教育費、1項2目事務局費で、補正額は6,011万9,000円でございます。こちらも、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策事業の一環といたしまして、学校給食特別会計において給食費4か月分を無償化にすることから、相当額を一般会計より繰り出すものでございます。

続きまして、歳入のほうに移らせていただきます。事項別明細書の4ページをお願いいたします。

1款市税でございます。2項2目国有資産等所在市町村交付金で、補正額は236万円でございます。

12款分担金及び負担金でございます。2項1目民生費負担金で、補正額は848万円の減額でございます。こちらにつきましても、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策事業の一環といたしまして、保育料に含まれます給食費相当分を減額するものでございます。

14款国庫支出金でございます。2項1目総務費国庫補助金で、補正額は1億6,015万6,000円で、うち地方創生臨時交付金で1億4,948万3,000円の追加。また、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で1,067万3,000円でございます。同じく2目民生費国庫補助金で、補正額は7,604万8,000円でございます。うち住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金で7,500万円でございます。

18款の繰入金でございます。1項1目財政調整基金繰入金で2,608万円を繰り入れるものでございます。

ページをめくっていただきまして、5ページをお願いいたします。20款諸収入でございます。3項3目雑入で、補正額は549万8,000円の減額でございます。こちらにつきましても、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策事業の一環といたしまして、市内公立保育所等に通う3歳から5歳児の給食費相当分を減額するものでございます。

以上、本補正予算につきましても説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

杉本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入りますが、冒頭で説明させていただいたとおり、初めに、歳出2款のうち、1項13目地方創生臨時交付金事業費を除いた部分とその歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

梨本委員。

梨本委員 おはようございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず私のほうから、6ページ、4目財産管理費の12節委託料の当麻複合施設基本計画策定

業務委託料、これ2,500万円計上されています。ちょっとこの内容をもうちょっと詳細に教えていただきたいんです。といいますのも、昨年も4月の補正で2,000万円、庁舎機能再編に係る詳細調査等委託料を計上されて、これは3月の補正で700万円減額されてるといことなので、実質1,300万円ぐらいの事業だったわけなんですけれども、それもあり、でまた公共施設アドバイザーやったかな、何か今年の当初ではまた何かそういったようなことも、公共施設マネジメントアドバイザー報酬費というのも計上されてたりとかして、いろんなちょっと費用が最近計上されていると思うんです。そんな中で、今回また、この當麻複合施設基本計画策定に係るこの2,500万円というのが、もちろんこの當麻庁舎も庁舎機能再編ですってやっていますので分かるんですけども、ここで一体どういうことをされようとされているのか。というのも、これまで前橋工科大学の先生にいろいろ助けていただいたりとかして、市のメンバーの中でもPTに近いような形で研修会をやったりとか、我々も参加させてもらったような研修であったりとか、それで、そういった方々の知恵なんかもいろいろ出ながら、ここまで進んできたと思うんですけども、さらにまた、ここでこれ2,500万円かけてやられるということはどういうことなのかなということで、ちょっとお聞きしたいんです。まずちょっと1点目、それを教えていただけますでしょうか。

2点目が9目の企画費なんですけれども、企画政策事業の7節報酬費、専門分野アドバイザー報酬費40万円。それと12節委託料の専門分野研修委託料40万円。これは、ちょっと内容を詳細に教えていただけますか。もし、当初予算のほうで市政検討委員会委員報酬費というのが減額されていますので、そのことに関わるかどうかも含めて、ちょっと詳細に教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

杉本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 改めまして、おはようございます。庁舎機能再編推進室の吉田でございます。どうぞよろしくお願いたします。ただいまの梨本委員のご質問1点目につきまして、回答させていただきます。

こちらの計上させていただいております當麻複合施設基本計画策定業務委託料でございますが、その内容についてですが、當麻文化会館を全面改修し、當麻庁舎、それから當麻図書館の要素を集約した複合施設を整備するに当たりまして、當麻複合施設の基本計画を策定するものでございます。現在、整理しています當麻複合施設の基本方針とこれまでの検討の経緯を踏まえまして、主に内容といたしまして計画作成準備、それから改修計画の作成、それから会議等の運営支援、それから発注方法や事業スキームの検討、それと冊子の作成の業務を委託するものでございます。改修計画の作成では、複合化を前提としました改修パターンによる検討や費用の比較を踏まえまして、このゾーニング案、その中に入る配置ですね。その配置案の作成等を行い、また会議等の運営支援では、6月中に実施しております市民アンケートの結果の計画への反映、それから市民ワークショップの運営支援等を考えております。この基本計画の策定におきましては、この市民ワークショップを通じまして、複合施設に必要な機能の整理、それから諸室の面積等を検討しまして、その他、管理運営に係る計画案の検討や市民ワークショップのファシリテーターなど職員の力が発揮できる業務につきまして

は市で実施しまして、計画に反映できるようにと考えております。

以上でございます。

杉本委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 企画政策課の勝真でございます。どうぞよろしくお願いたします。私のほうからは、ただいま質問ございました専門分野アドバイザー報償費、それと専門分野研修委託料につきまして、その内容につきましてご説明をさせていただきます。

まず専門分野アドバイザー報償費40万円でございますけれども、こちらにつきましては、これまでも事業を進めるに当たりましては、専門分野の方への相談といいますのは、国等の制度をはじめ顧問弁護士の先生や人脈を活用いたしまして、予算を使うということではなくて、無償でアドバイスをいただいております、事業内容に反映をさせてきたところでございます。今後、新たに市として取り組むべき事業でございますとか、地方創生交付金事業の効果検証などにつきまして、積極的に専門家の見地からご意見をいただいたり、無償で対応できない場合に備えるものとしたしまして、今回この専門分野アドバイザー報償費を計上させていただきます。この地方創生交付金事業の効果検証や総合計画、総合戦略などの各種計画につきましては、計画どおり進捗していない事業など要因を分析いたしまして、課題を具体的に把握するとともに、効果的、効率的に取組が推進されるよう、必要な改善策を講じていくために、外部からの専門的な意見を取り入れる際には、この報償費を活用させていただきたいというふうに考えております。

次の専門分野研修委託料40万円でございます。こちらにつきましても、新たにに取り組むべき事業でありますとか、現在取り組んでいる事業、例えばまちづくり等に関することに関しましては、職員による検討会議など行っておりますけれども、専門的な知識を必要とする場面もございます。その中でその内容に沿った形で、専門の知識をお持ちの方に来ていただくということも考えておりますので、特定の職員だけではなくて、幅広く職員研修を行うことで全体の能力向上につながるということを考えておりますので、市が抱える課題につきましてということや、市の特性を生かした取組などにつきまして、職員で共有のものとするための研修ということで考えております。

以上でございます。

杉本委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いたします。

ただいまの梨本委員のご質問の2番目のほうなんですけれども、先ほども担当課長から申し上げましたように、今回の6月の補正予算に計上いたしました専門分野アドバイザー報償費は、これまで行ってきた地方創生交付金事業の効果検証をはじめまして、新たに市として取り組むべき事業について、専門家の見地からご意見をいただくための予算として計上いたしております。

以上、よろしくお願いたします。

杉本委員長 梨本委員。

梨本委員 ありがとうございます。

まず、當麻複合施設基本計画の策定業務のほうなんですけれども、ちょっと基本的なところは、市としてちゃんと持った上で、そういったいろんな支援、受けるという認識でいいわけですね。そこだけちょっとしっかりやっていただきたいんですよ。というのが、せっかくここまで、やっぱり、若手のメンバーも含めたPTで一生懸命積み上げてこられたわけじゃないですか。その上で、この業務をこれだけの2,500万円となると、いろんなほかの計画も含めて、やっぱこれだけのお金使う計画って相当なもんかなというふうに私思いましたので、これ丸投げてしまうと、今までのやってきたことが全く生きてこないといいますか、これ職員にとってもプラスにならないんじゃないかなと。やっぱりそういったこともいろいろ反映させるような仕組みがあつてこそ、いい計画につながっていくと思うんです。そういった面で、ちょっとこの基本計画策定業務委託料に関しては、もちろん室長はじめ庁舎機能再編推進室のほうで一生懸命考えてくださってると思うんですけれども、市でできるところ、しっかりとやっていきながら、市としての職員の財産もしっかりと見据えた上で積み重ねていただきたいなというふうに思うんです。

その上でもうちょっとだけ、これ、庁舎機能再編推進室と関わるのかどうか分からないんですけれども、当初予算のほうで公共施設マネジメントアドバイザー報償費も計上されてるわけですよ。これは管財課のほうですよ。だから、ちょっと管財課のほうと、これは連携してこういったものも活用していくということなのか、それともこっちのほうはこっち、全体は全体で、この當麻庁舎の部分に関しては當麻庁舎だけというふうにやられるのか。そうすると、なかなか、私また整合性取るの難しいと思うんですよ。というのが、やっぱり全体の基本計画、葛城市公共施設マネジメント基本計画があつて、その中でこういった當麻庁舎の複合施設の基本計画がその下にぶら下がるもんだと私は思うんですけれども、そういった上の全体的な計画のところ、きちっと、何というんかな、そこがちょっとずれてしまわないかということも含めて、ちょっと心配してるんです。ですので、この公共施設マネジメントアドバイザーというのをどういうふうに活用されていくのか。これちょっと管財課担当なので管財課になってしまうのかな。なんですけれども、庁舎機能再編推進室との絡みのところをちょっと教えていただけたら。もう少しだけ教えていただきたいなと思っています。

もう一つ、企画政策事業のほう、本当に私、3月にいろいろと進言させていただいて、議会のほうでも市政検討委員会、もうちょっと活用できる形にしたらどうやというような様々な議員からの意見あつたと思います。それを受け止めての、今回この2つ、専門分野アドバイザー報償費としては、これまでの地方創生の効果検証も含めたことをやっていくと。それとは別に、何か専門的な知識が要るものに関しては専門分野研修委託料のほうでやっていくと。そういうことで、企画政策課のほうでしっかりと議会の思いを受け止めて、やっていただいたものというふうに考えております。

ちょっともう一つだけ、さらにちょっと突っ込んでお聞きしたいんですけれども、以前の市政検討委員会というのは、これ市長の諮問機関ですから、市長が諮問しなかったら動けなかったんですよ。今回のこの2つに関しては、そういった位置づけで今後もやられようとしているのか、それとも、これはもう、やはり私思うに、職員のほうからこういう問題をどん

どんどん解決していかんとあかんとか、ここにやはり専門的な知識必要ですよというような声を拾いながらやっていくべきもんやと思うんですよ。当然そういった仕組みを組み上げられるようなものになってるのかということところだけ、もう少し踏み込んで聞かせていただけますでしょうか。よろしくお願いします。

杉本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの梨本委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の当初予算で上がっている公共施設マネジメントアドバイザー報償費につきましては、所管は管財課でございますけれども、委員おっしゃるように全体的な計画といたしまして、公共施設マネジメント基本計画、それから公共施設等総合管理計画、こういった全体的な計画はございます。それが上位計画となりまして、今回、當麻庁舎周辺の整備をしていくに当たりまして基本計画を策定していくと。そこには管財課のほうとも連携をさせていただいて進めていく予定をしております。

以上でございます。

杉本委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの梨本委員のご質問、具体的に申しますと、これまで市で取り組んできた事業、特に地方創生事業では、これまでから効果検証いただいた委員の先生からも、市のブランド品が少ない、もっとPRできる特産品や名物を作るべきであるというご意見もいただきました。また、空き家の利活用や人口の減少など市の抱える様々な問題について、これまで葛城市の第2期総合戦略の策定に関わっていただき、葛城市とつながりのできた大学の先生、教授にでもアドバイスいただくこともこの予算で可能であると考えております。またさらに、葛城市と連携協定を結んでいます関西大学のほうに地域連携センターがございまして、そこへも相談して専門家の先生のご紹介をいただけることも可能であると考えております。また、現在進めております県とのまちづくり包括協定についても、土地の利用を含めたまちづくりの施策についても、昨年なんですけど、これまでも内閣府のPPP/PFIの専門家派遣事業を活用して、これは無償でアドバイスいただいていたんですけども、このPPP/PFIの専門家で民間のアドバイザーの方の場合は、必要に応じてこの予算を活用して、今後も継続して関わっていただくことも可能になると考えております。現在、各課でも、企画部以外でも抱えている様々な問題についても、この専門分野アドバイザーの予算を活用できるものと考えて運用していきたいと考えております。

以上です。

杉本委員長 梨本委員。

梨本委員 まず基本計画のほう、分かりました。しっかりとやっていただきたいと思います。本当にしっかりとやっていただきたいと思います。これからあの一帯に関しては、非常に今後、大きな方向性は今後見えてくるのかなと思うんですけども、細かな部分で、やはり市民の方の理解を得ながらやっていかないといけない分野だと思うんです。私、これは庁舎機能再編推進室にだけに言うことではないんですけども、今までの基本計画、総合計画、物すごいや

っぱり、僕一般質問でも言うてますけど、多額の費用をかけてるじゃないですか。でも結局、何かそれが生きてないことがたくさんあると思うんですよ。せっかくつくったものが、なかなか生きてきてないような感じもしますので、今回に関しては、内容的にもそういうものではないと思いますし、しっかりと事業を推進するために使っていただけるものやと思っておりますので、その中でもできるだけ、ちょっと職員でできるところは職員の力を活用しながら、ちょっとずっと大きなお金をずっと使い続けていると思うので、その辺も考えていただきながら、議論していただきたいなというふうに、議論というか使っていただきたいなと思いません。

企画政策事業に関しましては、もう承知いたしました。前向きに、この6月で補正で上がってこんかったら私どうしようかなと思ってたんですけども、しっかりと上げてきていただいて、各課からの吸い込みもしながら、それぞれの検討課題をやっていただけるということですので、まずは応援しておりますので、しっかり使っていただいて、その使い道についても、議会のほうにまた随時報告していただけたらなというふうに思っております。

ありがとうございました。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

奥本委員。

奥本委員 おはようございます。今の梨本委員の企画政策課の報償費の件で、関連で質問させていただきます。

専門分野のアドバイザーなんですけども、金額知れてるんですけど、具体的にどのような方なのかというのをちょっと、もし教えていただけるのであれば知りたいんです。さっきもろもろ、いろんなことを課長も含めて、どういうことに対してアドバイスいただけるかと言うけど、あまりにも幅広くて、これだけの予算で恐らく1人だと思うんですけども、そんだけのことができるのか、一番の天は一番最上位計画で総合計画、総合戦略ってところが出ましたけど、ずっとその後、細かく空き家対策とかいろいろありましたけども、そこまで全部カバーできるんでしょうか。お願いします。

杉本委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしく申し上げます。

ただいまの奥本委員のご質問、具体的にどのような先生を想定しているのかという、まずご質問ですけども、第2期の葛城市の総合戦略策定したときにも大学の先生に関わっていただいてまして、具体的には奈良県立大学であったり、摂南大学の先生であったり、奈良県立大学の先生は地域のブランド化というのに特に農産物のブランド化に長けておられる方で、今も交流ございまして、そのような先生や人口問題などの専門の摂南大学の先生などに、まずご相談するような事も想定しています。それと先ほども申し上げましたように、まちづくりのほうに関しましても、PPP/PFIの事業に関しましても、内閣府の派遣事業で何度も相談はさせていただいております、その方は民間の企業の経営もされておられるので、そのような方にも具体的にお願ひしてアドバイスいただけるのではないかと。また、そのほかにもまちづくりで、例えば社会教育センターの跡地利用についても、専門家の方おられま

したらアドバイスをお願いするというような形で進めていきたいと考えております。今のところ、全部具体的にこれをやっていけるかというのは確かにご指摘のとおりだと思うんですけども、これを活用してやっていきたいと考えております。

以上です。

杉本委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。前回の総合戦略のところに来ていただいている先生のような方という形で取らせて。そしたら、その方がアドバイスされた、いろんな提案をいただくということなんですけど、その方の、アドバイスいただいた方というのは、どの程度の効力を発するんかがちょっと私知りたいんです。というのは、前の総合戦略やったかな。総合計画やったかな。その今おっしゃった人口問題の専門の先生いらっしゃいました。あのとき突然市長が5万人計画というのを、それまでなかった計画をいきなり差し込んでこられました。私もそのとき、なぜここにこれが出てくるのかということで、その先生もちらっとおっしゃいました。そしたらその当時、市長が気色ばんで、5万人政策というのは非常に重要なことやということ、本質からちょっと離れて、実現見込みのないやつがいきなり計画に入ってきたわけなんです。結局そのまま、ほかの委員ももう発言する機会というか発言できなくなって、もう会議はそれ以来開かれていないんですけども、要は、せっかくいいアドバイスいただいてもそのとおりにできるかどうか。鶴の一声でそれが抑え込まれないかという、そこをちょっと懸念するんです。せっかく予算つけてやるんやったら、それが反映されるような仕組みになるかどうか、そこちょっとお聞きしたいです。

杉本委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 外部からの意見をいただくのは、基本的にはスポットコンサルタントみたいな感じなので、その意見を必ず反映しないといけないというものでもないと思います。なので、意見はしっかり聞きながらそれを反映させるかどうかというのは市の中でしっかり検討しながら、反映さすなら反映させる。それも踏まえて今後の長期課題ですねということもあるでしょうし、必ず反映させないといけないわけでもないと思いますし、意見を全く聞かないというのも、何のために呼んでるかわかりませんので、そこら辺はしっかりあんばい取りながらやっていきたいと思っております。

杉本委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。今、副市長ご説明いただきましたように、全く聞かないというのも、それはないと思うんですけども、やはり専門家のアドバイスっていうところなので、せめてやはりそれについて、ほかの委員の意見を聞くぐらいはやって、最終的に決められるのはもうその市であるのは間違いなくて、それはそれでいいんですけども、やはりせっかく出てきた意見に対してそれをちゃんと聞く耳を持って、それがどうかってところの検証ぐらいまではやっぱりやっていただきたいなと思います。これはもうちょっと要望として言っておきますので。

杉本委員長 ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

増田委員 関連で、2点お尋ねをいたします。

まず1点目は、先ほど梨本委員からご質問ございました当麻複合施設基本計画策定業務委託料。説明の中では当麻文化会館の改造というふうなご説明でございましたけども、ちょっと確認なんですけども、市民の方からは、推測で、あの場所に新たに庁舎が建つんだとか、いろんな推測の情報が出ております。先日、ある大学の先生ですか。お話を聞かせていただいて、従来の発想と全く違った観点から、あの文化会館を利用した複合施設化のプランを聞かせていただいて、やっぱりちょっと違った目で見えていただくというのはすごいことだなというふうに実感したんですけども。私以前にもこのことについてはお尋ねをしたんですけども、移転する施設の今後のイメージ、基本計画、それと先ほどちょっとご発言ございました、あの一帯の今後の利用方法、これを両方合わせた形の計画を同時進行にやらないと、跡地はほっとく、まず移転先の施設のことを考えるということではいかがなもんかなと。あの一帯を、今後駐車場はどうするんだとか、全体構想をこの中で考えておられんのかどうかということをちょっと懸念しますので、お尋ねします。

それと、スケジュールからいくと、これ当初予算にこのような計画の業務委託料があってもよかったん違うかなという思いがするんですけども、この補正に至った理由。この2点、ちょっとお尋ねします。

それから、2点目の専門分野アドバイザー、私非常に、今後、外部からのお知恵を授かるというのは大事なことやなというふうに思います。ほかに、これ多分野、庁舎全体のいろんなところでアドバイスしていただくというふうに説明あったんですけども、後ほど出てまいります、昨日もいろんな議論がございました水道事業。私もこの現状の水道事業の客観的な見方、葛城市の水道事業とはどんな特徴があって、将来的にこのロケーションからいくとどうやということを知りたいということを再三申し上げて、原課はやっぱり水道業ですか。あまり広範囲にわたった見解も分析もできないと。ところが今、もう半年あまりに迫ったこの将来の水道事業について、判断、決断を迫られておると。これ、こういった方のこういった方っていいですか、専門分野の方の意見、こういったアドバイスもその事業の中で必要になってくるのかなというふうなことも感じましたので。この企画政策課の中の専門分野アドバイザーに属さない、水道事業で必要であればそこで入れたらいいんですけども、先ほどの説明では、広範囲、全体のそういうアドバイスを必要な方の費用やというふうに言われたので、その辺のところも、いやこちらはこちらで、そちらはそちらでやってくださいと言うんだったら、それはそれでまた特別会計のほうでお話をさせていただきますけれども、この2点ちょっとお聞きします。

杉本委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 まず1点目の基本計画のほうですけれども、全体的なお話もちろん考えていきたいとは思っています。ただ文化会館も含めまして、老朽化というものが進んでいるため、全体構想、跡地がどうなるか決まらないうと庁舎のほうも動けないというふうになるのは避けたいとは思っていますが、並行して考えないといけないとは思っております。なぜ補正なのかということですが、そもそもまず基本方針というものをつくった上で、基本計画、基本設

計、実施設計というふうに進んでいきます。この基本方針というものは、当初予算の500万円も活用しながらつくっていかうと思っておりましたが、基本的にもう自前でつくることにして、ある程度完成しているところです。そこはもう自分たちで基本方針をつくったので、今回の次のステップの基本計画を予算計上させていただいたということでございます。

2点目の専門分野アドバイザー報酬費のところですが、少し皆さん、ちょっと期待し過ぎなのかもしれませんが、本当にコンサルタントを入れるとなると、この40万円では、奥本委員もおっしゃっていただいたように、もう全然足りません。なので、先ほど申し上げましたように、スポットコンサルタントというか、さわりの部分を企画政策課で計上させていただいているので、なので、ほかの部なので、いや、こういうのは欲しいんだというものについては、さわりのところでこういうところは使えると思いますが、実際に本気でもう一歩前に進もうとなると、各部、各課で予算計上などをして、もっと必要なのであればコンサルタント費用を計上するということになるかと思えます。

水道の話で言いますと、一般的な話で言うと、この予算も使えるとは思いますが、もう少し踏み込んで、水道のだけ、もう職員だけ、水道の部だけの話になるのであれば、水道事業会計のほうで予算を計上する必要がありますし、ほかの部でもそういうふうに、一般会計だからもう全部これでっていうわけじゃなくて、各部、各課で予算計上した上でやる必要があると思っております。

杉本委員長 増田委員。

増田委員 當麻庁舎、当然だと思います。私、全体をやっぱり考えていただきたい。心配をされますので。こっちが基本計画できましたと、文化会館こうするんですと言うだけで、次は。いや、これからですでは、また市民の不安材料、こうすりゃええ、ああすりゃええってなことが後から、バランスの悪いご要望になったり、不安になったりしますので、総合的、全体的なロケーション等のイメージだけでも結構でございます。バランスの取れた、こういうことを考えてんねんという、その辺の基本設計を早期にお願いしたいなという思いでございます。

当初予算のお話ですけども、ほんじゃ方針を当初予算に組んだ。それじゃ方針出すのに1年を予定してたんかと。そういうへ理屈にもなりますので。当然、方針が出て基本計画ということが想定された中での6月の補正ですので、ちょっとどうなんかなと。初めから上がるべき内容かなっていう気がいたしました。

それから専門分野のアドバイザー、これは、私がこういうこの金額でできないことは当然分かっての質問なんです。ただ、部長からの説明、課長からの説明がそういうふうな説明であったから、あれもこれもなるでしょうと。これじゃ、奥本委員のお話にもありました、どれだけできるのかなという疑問がありました。私としては、例を出して、そういったところも非常に欲しいなと。何か将来にわたってのイメージ、専門家の大学の工学博士等々が、この立地条件をどういうふうの評価されるかということも、将来の水道事業に関しては非常に貴重なアドバイスであろう、必要なアドバイスであろうというふうに思っています。このことに関しては、特別会計の補正予算の中でご要望として上げたいなというふうに思います。分かりました。さわりのところというふうに説明、副市長、この専門アドバイザー、ってお

っしやられましたけども、もう初めから水道はもう別やというふうに認識してよろしいですな。もうそこはそこでやってって。そこまでの余裕はこの40万円の中には含まれてないということでもいいですよ。

杉本委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 その水道事業というもののアドバイスが、各部にも影響するような全体的なお話の専門家派遣であれば、これでも使えると思いますが、多分イメージされているのは、もっとちゃんと分析せよよというようなと、私は受けましたので、それはこの中では難しいかなと思っております。

増田委員 ありがとうございます。理解をいたしました。

杉本委員長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。
谷原委員。

谷原委員 よろしくお願ひします。3点ほどお伺ひします。

まず1点目は、先ほどから出ておりますこの財産管理費の市有財産管理事業の庁舎機能再編推進室のところにあるこの計画策定業務委託料です。これについて、計画の中身について先ほどご説明がありました。配置案の作成ということで、3つの施設を1つに複合化することになるわけですから、どういう配置になるか、どういうスペースになるか、これはずっとこれまで申し上げたように、文化会館、図書館で活動されてる方、市民の方、利用されてる方、ぜひこれが本当に新しくなってよかったなという施設にするために、しっかりと声を聞いていただきたいということを書いてきたわけですが、1つお聞きしたいのは、今アンケートを取っております。このアンケートの集約についても、ちらっとここで、この中でやるみたいなきことがあったので、このアンケートの作成については予算はどうなって、集約だけここでやるのか、このお金でやるのか。ちょっとそのアンケートの、今取られてるアンケート、これが職員が作られて、集約はこちらに任せるということで今説明があったのか。いや、予算はほかの、この市有財産管理事業の庁舎機能再編推進室が持つてる予算の中で作られて、今度はまた別にこの予算で集約されるのか、そこちょっと細かいですけど、そこをちょっとお聞きします。

それから2つ目ですけれども、1目の一般管理費の人件費についてです。この人件費が、次のページの7ページのところの2款総務費の7項監査委員費、1目監査委員費のところ、つまり人件費の振替ということだったんですが、ここについてももう少し詳しく説明していただけたらと思います。つまり監査委員費のところでは人件費が増えると。一方では、多分、議会事務局のほうの費用だったかと思うんですが、人件費が減ることについての説明をお願いします。

それから3つ目ですけれども、これはページが戻ります。4ページの歳入についてですけれども、1款市税の2項固定資産税、2目国有資産等所在市町村交付金ということで、補正前はゼロということですが、補正額として236万円。これが、国有資産等所在市町村交付金ということで支払われてるんですが、これについてちょっと説明をお願いいたします。

杉本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の吉田です。ただいまの谷原委員の1点目の質問にお答えさせていただきます。

アンケートのことにつきましては、アンケートを自前で作成しまして、それを、集約のほうを業務委託します。その費用につきましては、当初予算のほうで公共施設複合化検討支援業務委託料、こちらが495万円計上しましたので、そちらのほうでこの集約と分析のほうをお願いしようと考えております。

以上でございます。

杉本委員長 植田課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。私のほうからは、人件費の補正理由についてご説明申し上げます。

令和3年度までは、監査委員事務局を主務とする職員の配属がなかったため、令和4年度の当初予算では、監査委員事務局での人件費の予算を計上しておりませんでした。機構改革で令和4年度より監査委員事務局を主務とする職員を配属したことにより、監査委員事務局で人件費を執行する必要が生じたことにより、6月の定例会で補正をお願いするものでございます。それから、監査委員事務局で増額補正させていただいておりますが、同額を一般管理費で減額しておりまして、総額での人件費の増減はないということでございます。

以上でございます。

杉本委員長 椿本課長。

椿本税務課長 税務課の椿本でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの国有資産等所在市町村交付金についてでございます。こちらの交付金は、非課税団体の国また県等が所有いたします固定資産のうち、貸付資産等に使用される固定資産につきまして、固定資産税相当額の負担を交付金として所在市町村に交付される、こういう制度でございます。今この対象となっておりますのが、社会教育センターの宿泊施設かつらぎの森のほうを対象となっております。

以上です。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 まず、最初の質問いたしましたアンケートの件ですけれども、自前で作られて、集約のほうは業者のほうで分析ということなんですが、私ちょっとアンケートをこれ6月中ということなんですが、市民に広く知られてるのかなということと、それから私が聞いたのは、手書きはないんかと。手で書いて出すことはできないんかと。スマホか何かでQRコードを読んで、その画面上で何かやるような案内のような形になってたと思うんですが、これ手書きの分は全くないんでしょうか。ちょっと高齢者の方が結構文化会館とか利用されてて、いや、今アンケートを取ってますよと言ったら、えっていうふうなことで、いや、置いてあるはずですけどということ言うたら、ちょっとそういう疑問もあったので、これどういうことになってるのかですね。広く本当に集められるようなことになってるのかどうか、ちょっと僕疑問なので、ちょっとアンケートの実施の内容について、少しづれますけれども、もしよかったら、そこお聞かせ願いたいんです。場合によっては、集約数が本当にどこまで出るのかな

というのをちょっと心配してしますので、それだったらその予算を使ってやるよりも、もう簡単に言ったら職員でできる範囲になってしまうんじゃないかなと思いますので、ちょっとそこをお聞かせください。

それから、2つ目の監査委員事務局についての人員の配置ということで機構改革ということで、監査制度を強化するというので、従来よりも主務をちゃんと置いてということで、こういう配置になったということですが、私ずっと一般質問、この予算特別委員会で、監査委員事務局については議会事務局と兼務ということがあって、その中で産休、育休に入られた方の、その代替ですね。その職員がなかなか配置が難しかったということで、大変事務局長にもご苦労いただいたんですけど、結局なかなか埋まらなかったんですが、機構改革で今度しっかりと人が配置されるということになりましたので、本当に監査というのは非常に大事だと思いますので、よかったなと思ってのんですけど、そこで質問なんですけど、これ要は人事の方針として、そのとき私が聞いたのは、育休、産休に入った後の人については、要は会計年度任用職員、非常勤で充てると、会計年度任用職員で充てるというふうな方針で来たということを知っていて、そのことが監査委員事務局におられた監査の仕事をしてた女性が育休に入ったときに、やっぱり専門的なので大変、なかなかこの会計年度任用職員で充てられない、定着しないといろいろ苦労されたということがあったので、これは方針として変わったのか、人事課としてですね。つまり専門的なところは、育休、産休の後についても柔軟に、専門的なところについては職員を充てようとしてはるのか。つまり監査委員事務局にこれまでおられて、それを仕事してた方は、まだ育休されてますから、入っていますからね。戻ってきたときにどうなるかということも含めて。ちょっとそこら辺が、これまでの在り方と変わったのかなと思ってますので、そこはどういうふうな扱いになっているのかちょっと聞いてみたいと思います。

それから最後の固定資産の交付金ですけども、これは、宿泊施設のかつらぎの森、社会教育センターのところにあるかつらぎの森ということで、建物だけの固定資産ですか。敷地も含めてですね。ということは、ここの所有権というか、これはまだ県とかにあると。だから、それでその見合いとして葛城市にこういう交付金があるということですね。だから、これは見通しとしてどのようになっていくのか。この今、地域の連携、県との連携協定を結んで、案がいろいろ動こうとしてますけれども、どっかの段階で葛城市のものになれば、これは当然なくなる訳ですか。そこら辺ちょっと詳しく分からないので、この施設の税の面から見て、固定資産の面から見てどういうことになっていくのか。ちょっとこれ初めて見ましたので、教えていただきたいなと思います。

杉本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの谷原委員の1点目の質問につきまして、お答えさせていただきます。

アンケートの配付についてですけども、ウェブアンケートももちろんなんですけど、各文化施設、それから図書館等に、その施設の利用者の方にも回答していただけるようにアンケート用紙を配付させていただいております。手書きでできるように配付をさせていただいて

おります。

以上でございます。

杉本委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 会計年度任用職員で対応するという方針に変わりはありません。ただ、今まで、限られた予算の中で何にお金を使うかということで、行政の人数をできるだけ増やすなどというような雰囲気があったと思います。それよりは、住民サービスのほうに使った方がいいんじゃないかというのが、大きな考え方としてあったんだと思います。一方で、産休、育休というのを会計年度任用職員で対応するのも、なかなか人数も増えてきておりますので、難しくなってきた状況もあります。ですので、人を増やすということはお金が必要ですので、その人件費を増やして、その分どこかを削るといふうにしないといけませんので、難しいところではあるんですけども、今回は監査というものは独立した方がいいだろうというお話もありまして、こういう組織の改正をさせていただきました。今後、組織として人を増やすのかどうなのかというものは時代の流れもありますので、そこも踏まえて、人数など増やすのか、今のままで行くのかというのは検討していかないといけないと思っております。なんで、全然、もうずっと会計年度任用職員で行きますというわけでもありませんが、お金の財政の面も考えてやらないといけないと思っております。

3点目の社会教育センターの関係は、今後とはもう関係なく、今までもこの予算というのは歳入でありました。で、全ての県の施設から歳入をもらえるわけではなくて、もう簡単に言うと営業してるようなところ、民間と同じようなところについてはいただけると。固定資産税みたいなものを。もうこれは宿泊施設終わっておりますので、今年度が最後になるかと思っております。

以上です。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。アンケートのほうについても、手書きのほうであるということですので、よく分かりました。広く、僕も呼びかけてとは思いますが。それから、あとワークショップもこの計画の中にあるということですので、いろんな団体の方が、どういうものをつくるかということ。いろんな声が出てくれば、いいものが出ていくのかなと思いますので、またよろしく願いいたします。

それから、監査の件について、今ちょっと人の話も出ましたが、私もコロナ禍にあって、例えば、保健所の保健師が大変この間減らされたことが大きな対応の遅れになったりとか、私は公務労働の職員というのは地域とかの社会を維持していくために、極めて重要な役割を果たされてると思いますので、住民ニーズ非常に高くなってる中で、この間、人件費抑制で会計年度任用職員で対応するというので、本市におきましても、正職員以上の会計年度任用職員の方々が働かれていますという状態になって、ある意味では、安定的に公務サービスを提供するというのが困難になってくる状態があるというのは当然だろうと思います。しっかりと、逆にそれが住民サービスの低下になっていくのであれば、やっぱり長期にわたって専門的な知識を備えて地域のために貢献していただける職員の方が育っていくというほうが、

トータルで見てやはり財政支出において有効であるということであるならば、私は職員をしつかりと手当てするというのは大事だろうと思います。時代の流れは変わってきてると私自身は感じるところもあるんですけども、何でも公務員バッシングして、職員を減らせという時代では少しなくなってきたのかなというふうに、ちょっと意見を申し上げておきます。

それから、社会教育センターの在り方についてはよく分かりました。今年度限りになるということです。ありがとうございます。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

松林副委員長。

松林副委員長 私、7ページの1目戸籍住民基本台帳費、1,067万3,000円とありますけども、このちょっと内訳を、ちょっとこれ恐らく国の進める事業やと思うんですけども、ちょっと詳しくお伝え願えますか。

杉本委員長 林本理事。

林本市民生活部理事 市民生活部の林本でございます。よろしく願いいたします。

こちらは、戸籍法の改正に伴いまして、戸籍事務に対してマイナンバー制度が導入されることに伴います国の新しいシステムの構築のための費用、それと全国の市町村の戸籍情報システムを連携させるための費用ということで、これも全国的な制度改正によるものとなっております。内訳ということでございますけども、この1,067万3,000円の内訳につきましては、基本的に法改正対応のパッケージというのがございまして、そちらのほうが大半を占めております。あとはそれ以外の周辺機器ということで物品購入、例えば静脈認証、セキュリティーのためのいわゆるアクセスするときの静脈認証であるとか、またスキャナー、画像を取り込むためのスキャナーとかそういったものが含まれております。

以上です。

杉本委員長 松林副委員長。

松林副委員長 このシステムというのは、本籍地以外のところでも身近な自治体で戸籍謄本・抄本を取得できるという、こういうことであろうと思うんですけども、これ、このシステム自体は、マイナンバーカードというものが必須なのかということ。そして、またもう一つ、現行、第三者が本籍地で委任状を持っていくと、謄本・抄本は取得できるんですけども、この委任状を持って本籍地以外の場所で申請をした場合は取得できるのかどうかという、ここらも含めてちょっと教えてください。

杉本委員長 林本理事。

林本市民生活部理事 市民生活部の林本です。よろしく願いします。

ただいまの、今私申し上げました、今回は国のほうが新しく戸籍情報連携システムというものを構築いたしまして、先ほど申し上げましたように全国の市町村にある戸籍情報システムと連携させること、それによって、現時点では本籍地でしか取れない戸籍証明、これが本籍地以外の市町村で広域で取れるという、非常に住民の方々にとっては利便性の向上につながるものであるというふうに考えておまして、その際に、今、松林副委員長のご質問で1点目としまして、広域交付のときのマイナンバーカードが必要かどうかというご質問ですけ

ども、これは窓口の運用ということになるんですが、例えばマイナンバーカード以外の手段ということで、例えば、本人確認のことなんですけども、免許証等で本人確認ができれば、必ずしもマイナンバーカードがなくても広域で交付できる予定となっております。

2点目の委任状、本人に代わって委任状を持参した第三者の方が本籍地以外の市町村で、いわゆる広域で戸籍証明等を請求される場合、これは、今回広域交付の対象となるのは本人ご自身が自ら、または自らの父母等の戸籍証明に限ってのみを対象といたしますので、委任状を持参された方、第三者の方は請求できない仕組みとなっております。その場合は従来どおり、本籍地のある市町村に赴いて請求いただくか、または郵便の請求、そちらのほうを利用していただくこととなります。

以上です。

杉本委員長 松林副委員長。

松林副委員長 マイナンバーカードは必ずしも必要ではないということ。委任状の件につきましては、従来と変わらないという、あくまでも本籍地所在地に出向いて、委任状を第三者の方が提出して、委任状を提出して取得するということですが、個人的には、せっかくここまでされるのであれば、もっと、個人情報のやっぱり保護というところで慎重な対応をされておられると思うんですけども、やっぱりそこまでされるのであれば、第三者が身近なところで委任状を持って、抄本・謄本を取得できるようにしていただければいいなと思うんですけども、当然これ国の事業なんでね。こういうことを、まだ実際にこのシステムというのは稼働もしてないし事業は進んでないんですけども、こういうような部分というのはあまり知らない方もたくさんおられますので、今後こういうような部分に対しても周知徹底方をよろしく願い申し上げます。お願いだけ申し上げます。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

奥本委員。

奥本委員 ただいまの若干関連になりますけども、この7ページ、3項戸籍住民基本台帳費の戸籍情報システム改修委託料ですね。これに限らずなんですけども、ここで答えていただけるかどうかちょっと分からないです。システムの選定のときには、当然どのベンダーに選定するかという審議、当然されて今決まってるわけなんですけども、法令改正によって改修費がその後、もう言ってみたら湯水のようにお金がかかってしまうと。そのところというのは、ベンダーによって多分金額違うと思うんですけども、一番最初の選定の導入の際に、その辺の、どこまで見通せるか分からへんけども、改修費のところに係る予算というものもある程度見越して選定されてるのかどうかというのを、分かるようであればお聞きしたいんです。そうしないと、もうこのところ本当にブラックボックスですね。必要やから使います、当然、要りますから予算つけます、当然そうなんですよ。もうこれ嫌とは言えないやつなので。ただ、同じシステム改修にしる、多くの自治体をユーザーとして抱えているベンダーの場合は、改修費のところ恐らく安くなるはずなんです。あまりにも特殊な少数の自治体しか使ってへんベンダーを選んだ場合、この改修費が高くなってるのと違うかなと思うんですけど、その辺りの検証はできてるのかどうかお聞きしたいです。

それと同じく、これがこの松林副委員長のときの関連になるんですけども、先ほどのご説明で、この改修費の中に静脈認証のスキナーとかいうのが説明ございました。それっていったら改修委託料にならないんじゃないんですかね。備品であれば備品購入費であるし、賃借料、リースやと賃借料という項目立てないといけないと思うので、そこにこれ入ってるというのはちょっとその辺がよく分からないので、もう一度詳しく教えてください。この2点お願いします。

杉本委員長 林本理事。

林本市民生活部理事 今回の戸籍情報システムの部分に限ってのお話ということで、ちょっとお答えさせていただきますけども、一応戸籍情報システム、今回全国的な改修ということが発生するかと思いますが、市町村までが新たなシステムを入れ替えるわけではなくて、現状使っている戸籍情報システムを使うということでまず1つがあります。それによる改修ということになるんですけども、今、そのためには一応、本市の場合7団体、NR7という7団体で一応戸籍情報システムのほうも運用させていただいておるのがまずありますので、その辺の団体との歩調も合わせながら、検討していかなければならないというのが、まず大前提でございます。

もう1点目の改修委託料ということになるんですけど、委託料のその内訳の中の、私ちょっと物品購入と言いましたけれども、全てがやっぱりシステムとしてつながっております。今回特に情報提供用個人識別符号という、そういったデータを活用して国のほうのシステムにアクセスし、また、それが全国の自治体のシステムともアクセスするということになりますので、非常にその辺のところ、単に物を買って入れてというものではございません。あくまでも1つの、法改正のソフト自体はパッケージということで1つの大きな金額にはなるんですけども、やはりその附属するものというのは全て戸籍事務の非常にセキュリティーの高い部分での運用ということになりますので、単純に物を集めて、そこに入れるということではないので、やっぱりトータルでそれをシステムとして構築していただくということになるかと思っておりますので、ちょっとご理解よろしくお願ひしたいと思ひます。

杉本委員長 奥本委員。

奥本委員 ご説明ありがとうございます。

まず、その後のほう、静脈認証のスキナーというのが、国の住民基本台帳のシステムに接続するもので、非常にこの一体化したものであるということで理解できました。ありがとうございます。

それとあと、一番最初のほうのシステム選定のところで、これ、おっしゃるようにNR7なんですよ。前市長のときに、これ、クラウドということでされました。それぞれ、当時は、個別に地方自治体がシステム組んでたところを一緒にやるということで、非常にコスト的なメリットが生じたと思うんですけど、今この世の中であって、7団体って少ないんですよ、はっきり言って。それやったらもう、ほかの一般的なパッケージでやってるところに乗り換えた方が安いんじゃないかという、そういう気がするんです。だから、その辺りの検証を、1回組んでしまったものをやっぱり使うっていうのも大事かも分からんけども、やはり汎用

性のある業務に変えていくという、あくまでもどこまでも自分のやり方でこだわると、ここが一番お金かかっていくところなんです。そこんところやっぱり業務の中の手順とか見直しも含めて、やはりこのシステムにかかる費用というのは、人口少ない自治体ほどこれ負担が大きいので、そこをちゃんとできるだけ抑えていくような何か選定の仕方というか、改修にもお金かからんようなやつを検討して行ってほしい。これはもう、この林本理事のところの部署だけじゃなくて、もう市全体としてその辺りのちょっと要望をしておきたいと思います。

杉本委員長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

西川委員。

西川委員 皆さん、おはようございます。今いろいろ皆さんの質問、ずっとあったので、本当僕からはもうほとんど1個、この中では1点だけちょっと聞かせていただきたいんです。

6ページの、もうずっと出てますけど、この4目にある庁舎機能再編推進室の委託料ですね。これについては、市でもPTつくっていただき、ほんで議会のほうでも特別委員会をつくっていただいて、結構やっぱり特殊性のある建物やから、建物とかそういう計画やから、そういう形でされてると思います。さっき増田委員からもあったように、やっぱりあそこの一帯、言うたら潰した後のところの利用というの、副市長から答弁あったけど、やっぱりあそこも含めて考えていかなあかんから、やっぱりきっちりという特別委員会も出て、PTもつくってというところあるので、それは、ここの基本計画にもやっぱりしっかりと盛り込んでいってもらわんとあかんかなと思います。それはもうさっき聞いたのでいいんですけど、これ特殊性のあることなんです。これやっぱりこの委託されるのも。これは、前、リファイニングとかいろいろあったと思うんですけど、この委託される場所、これ設計事務所やと思うんですけど、どういう形でやられるか。普通に、例えば学校を建てるとかということの入札とかじゃないと思うんですけど、どんな形で、プロポーザルなのか何か、その辺、どういうふうに考えてられるかというところ、ちょっと聞かせていただけたらなと思います。

杉本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の吉田です。

ただいまの西川委員の質問でございますけれども、どういった形で契約、委託料、発注するのかということでございますけれども、もちろん入札であれば金額で決定するわけなんですけど、考えておりますのはプロポーザルで提案方式を採用させていただいて、進めていこうと考えております。

以上でございます。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 確かにこのぐらいのやっぱり複雑なことになるとすると、やっぱりプロポーザル形式が一番いいかなと思うんです。でもそうなったら、ちょっと、ずっと杉本委員長も言っているように、葛城市の設計事務所の人が入りにくかったりとか、分からないですけど、その辺もちょっと考えて、それはしゃあないかなと思うんですけど、これに関しては。そういうこともあると思うので、特殊なやつがあるので、やっぱりこれはプロポーザルでやっていただく

ということで理解をいたしました。

以上です。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

増田委員。

増田委員 先ほどの社会教育センターの固定資産税のことをちょっと確認もう一回させてください。何でかという、今年限りというお話あったんですけど、私の解釈はですよ、そもそも県の施設であったことから税の対象から外れてて、使用されなくなったから課税対象になったというふうに私解釈してたので、それは間違いあったら間違いって言ってください。これ1つね。となれば、これ、ある意味民間で言うたら空き家ですわ。空き家、どうなんですか。市内の個人の家の空き家も固定資産税、お払いになってるし、収納対象になってると思うんですけど。県が、あれ使わなくなったから、もう固定資産税、払う必要が発生したって言うてもおかしくないから、私、当初の説明の中では納得したんですけども、ここへ来て、先ほどの説明ではそうじゃない説明だったので、それじゃ、先ほどの話、固定資産税、空き家の固定資産税という事に対して、ちょっと疑念を抱くような内容なので、県がそういう決まり事がどのようにされてるのかということも含めて、ちょっともう一度お尋ねします。

杉本委員長 椿本課長。

椿本税務課長 税務課の椿本でございます。

ただいまのご質問でございますが、令和4年度の対象となるのが、令和3年3月31日、こちらが基準日となっております、かつらぎの森のほうにつきましては、令和3年の4月1日から休館であるはずなので、基準日の3月31日は営業しておりましたので、令和4年度限りとなっております。休館したら課税になるのかという今のご質問でございますが、国・県に関しましては、地方税法で非課税と定められておりますので、課税ということは発生しないです。

杉本委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 県のものについては、もうそもそも固定資産税が入りません。なので、空き家であろうか、何であろうか、何をしておろうか入らないというのが、まずそもそもです。宿泊施設のところは、研修施設はもう入ります。宿泊施設については営業しているので、そこについては公共施設というか、民間と同じようなものという扱いで、法令的に固定資産税見合いのもの、固定資産税ではなくて固定資産税見合いのものが入るというような仕組みです。今年度限りと言っているのは、令和3年3月31日まで営業していたので、今年度まで入ると。当初予算案については、令和3月31日まで営業するかどうかちょっと分からなかったもので、そこは入れてなかったんですけど、31日まで営業してるということが判明したので、今回改めて前年度と同じように予算計上をさせていただいたということでございます。

杉本委員長 増田委員。

増田委員 分かりました。ここではっきり私が抱いた疑念が確定しました。要するに、県の施設は使わなくても税金払わんでもええと、こういう扱いだということですね。非常に私ちょっと違和感を感じてますけど、分かりました。そういうふうに理解しました。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

梨本委員。

梨本委員 ちょっと今回の補正に入ってないので、もしあかんかったら委員長止めてください。私ちょっと聞きたいのは、指定金融機関派出手数料のことで、ちょっと会計課いらっしゃるかな。いらっしゃらない、いてないですか。分かりました。ちょっとどっかのタイミングで聞きたいのは、南都銀行の派出所が、これ6月広報でも載ってるんですけど、午前中から午後、今までは9時から15時だったのが9時から正午までになってるんですよ。たしかそういったことも半日になったら減額するということは、当初のときにおっしゃっていただいていたと思うんですけども、正確なその議事録が、まだ3月の予算特別委員会の議事録が出てないので、ちょっとその辺どうなっているのかということと、市民への影響がないのかも含めて、ちょっとここしか聞くとところがないものですから確認できたらなと思ったんです。

杉本委員長 もう聞くとところないですね。

梨本委員 ないですか。今回駄目ですか。

杉本委員長 いや、駄目と言うか。でも答えられないね。

梨本委員 もし予算特別委員会内で、後でも会計課、もし聞けるのであれば、よろしく願いします。

杉本委員長 ちょっと考えます。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようでしたら、ここで職員の入替えを行います。

(理事者入替え)

杉本委員長 暫時休憩いたします。再開は午前11時5分をお願いします。

休 憩 午前10時53分

再 開 午前11時05分

杉本委員長 休憩前に引き続き、会議を続けさせていただきます。

次に、歳出の2款1項13目地方創生臨時交付金事業費の部分と、その歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

谷原委員。

谷原委員 6ページの2款総務費、1項総務管理費の13目地方創生臨時交付金事業費で、保育給食費助成事業及び、次のページ、給食費保護者負担軽減事業、この内容についてお伺いします。

杉本委員長 中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課の中井でございます。よろしくお願いいたします。

こちら、まず、保育給食費助成事業についてでございます。今回のコロナ禍におけます、物価高騰の影響を受けました市民への生活支援のためということで、私どもこども未来課のほうで所管いたします市内の保育所、保育園及び市内外に通っておられます保育園の子どもに対します給食費についての助成をするものでございます。こちらの保育園給食費助成金に

つきましては、市内の私立の保育園とそれ以外市内の小規模保育所等をそれぞれ園児の皆様に対しまして、給食費を助成するものとなっております。昨年度に続きまして、今回も令和4年9月から12月の4か月分を助成させていただくこととしております。よろしくお願いいたします。

杉本委員長 板橋理事。

板橋教育部理事 教育部の板橋です。よろしくお願いいたします。私のほうからは、7ページの上のほう、給食費保護者負担軽減事業（学校教育課）のほうを説明させていただきます。

こちらは市内の中学校生徒、小学校児童、幼稚園児の給食費の負担金、令和4年9月から12月までの4か月分を補助し、子育て世帯の負担軽減を図るための事業のうち、主に私立の小・中学校、幼稚園に通うお子さんの分の給食費を補助するというものでございます。内訳といたしましては需用費、こちらは郵送による通知になりますので、その郵送の封筒、あるいは用紙代、それから役務費といたしましては切手代になります。あとは下のほう、負担金補助及び交付金につきましては、中学生120人、小学生40人、それから幼稚園児につきましては100人、合計260人分の給食費の負担額相当でございます。

以上です。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 コロナ禍及び物価高騰の中、地方創生臨時交付金事業として、保育及び学校、ここでは私立のほうに対する給食、通っておられるお子さんへの給食ということで、広く、全てのお子さんの給食費については4か月分援助するというので、本当に家計に助かることで、大変喜ばれる施策かなと思います。市内の公立に通っておられるお子さんの給食費については、後の教育の部分でなってしまうんですけども、ここでちょっと少しお聞きしたいのは、物価高騰で今、食材費のことがどうなるのかということいろいろとお話があって、例えば、この4か月の間に、要は給食費が値上げになると。それぞれの通っておられる私立の小・中学校等で。その場合にはまた補正で無償になるように、追加分、また組むということになるんでしょうか。ちょっとそこは4か月となりますので、今ちょっと物価高騰してきておりますので、私立のほうはどう考えになられるか分かりませんが、ちょっとその対応についてお聞きします。

杉本委員長 板橋理事。

板橋教育部理事 今回の補助事業なんですけれども、私立に通うお子さんにおきましても、葛城市の市内の小・中学校、幼稚園に通うお子さんと同額を上限としておりますので、私立のほうですごく高い給食費であっても、葛城市のお子さんと同じ金額を補助させていただくという形になります。

以上です。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 分かりました。ちょっと間違っておアウンスしたらあかんで、無償になるということではないですね。給食費の補助ということであって。分かりました。ありがとうございます。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

松林副委員長。

松林副委員長 私、4ページの歳入の分で、恐らく地方創生臨時交付金の分や思うんですけども、12款分担金及び負担金、1目民生費負担金で、説明で言いますと保育所保育料、ここの部分のところをちょっとご説明願えますか。

杉本委員長 中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課の中井でございます。

こちらの保育料の減額分848万円のご説明させていただきます。こちらのほうにつきましては、0歳から2歳児におきましては、保育料のほうに給食費が含まれておりますので、給食費の助成額分を保育料から減額するという事で、減額のほうをさせていただいております。月数等は先ほどと同じようになっております。

杉本委員長 松林副委員長。

松林副委員長 これ市内の公立・私立の保育園の0歳から2歳児、保育料に給食費入ってるので、その給食費の部分だけ減額。市外の保育園に通園されておられる方の分も入ってるんかどうかということも含めまして、よろしくをお願いします。

杉本委員長 中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課、中井でございます。

市外に通っておられますお子様につきましては、先ほどの7ページの保育園給食……。

ここには入ってなくて、直接保護者にお返ししますので、歳出のほうで組ませていただいている助成金のほうに入っております。

杉本委員長 松林副委員長。

松林副委員長 歳出やったら恐らく7ページのほうになるのかな。これであれですよ。何人ぐらいいらっしゃるかということもお聞きしようと思ったんですが、これ3回目なのでもうあれなんですけども、これで全ての園児、0歳から2歳、それから3歳から5歳も含めて全て網羅されておるということで理解してよろしいんですね。全ての園児に対して。

杉本委員長 いいですよ、中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課、中井です。

全ての市内に住所を置かれてる園児には、全て網羅して援助させていただくということになっております。

松林副委員長 市外も含めて。分かりました。それで結構です。

杉本委員長 僕、この前の一般質問で、100人ぐらい市外にも行ってるじゃないですか、保育所、子どもたちが。その方にも同じことを言うてくださって話ですね。

中井課長。

中井こども未来課長 全ての園児、市外に通われてる園児につきましても、全て助成させていただきます。お願いいたします。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田委員 先ほどの学校給食の件なんですけど、減額なんですけど、どういった形で減額されるのか

なということをお聞きしたいんですけども、保育費から引かれるのか、市外に通ってらっしゃる方だったらどういった形で減額をされるのかというのをちょっと聞かせてください。

杉本委員長 中井課長。

中井こども未来課長 まず、減額の方法なんですけれども、0歳から2歳児につきましては、先ほど申しあげました保育料を減額することによりまして助成をするという形、基本はなります。3歳から5歳児の市内の公立の園児と認定こども園の園児につきましては、保育所の給食代を徴収しないということで、助成をさせていただきます。次に3歳から5歳児の市内の保育園につきましては、市内の私立の保育園のほうで給食費を取らずにいただきますので、その分を保育園のほうに直接助成金として払わせていただきます。それ以外の市外の施設につきましては、0歳から2歳の公立の保育所であったり、認定こども園であったり、それ以外の0歳から2歳の市内の今度小規模保育所であったりする分につきましては、それぞれ保護者、一旦は払っていただきますので、保護者に助成するというような形でそれぞれパターン変わるんですけども、皆さんにきっちり助成させていただくような形は取っております。

杉本委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。結構いろいろややこしい感じなので、事務的な手続とかも大変になると思うんですけど、どうぞよろしく願いいたします。

杉本委員長 代わっていいですか。ちょっと代わらせてもらいます。もうそのまま聞いていいですね。

今のややこしいって話なんですけど、自動で差引きされたりという方はいいと思うんですけども、わざわざ自分で申し込まなあかん方っておられるのかな、その漏れがないのかなとちょっと僕、気になったんです。そこだけちょっとお願いしていいですか。

中井課長。

中井こども未来課長 基本、保育所に入所されてる方のデータは全てあります。ただ、個人の保護者に一旦お返しするというパターンの方につきましては、申請書のほうをこちらからお送りさせてもらいまして、口座の振り込み先とかをお願いすることになりますので、そこにおいては申請とはなってるんですけども、基本こちらのほうから勧奨のほうはさせていただく予定をしております。

杉本委員長 なるほど。それも100%にするようお願いしときますね。ありがとうございます。

ほかに質疑ございませんか。ないですか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようですので、歳出2款の質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えをいたします。

(理事者入替え)

杉本委員長 次に、歳出の3款、4款とその歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

梨本委員。

梨本委員 それでは私、9ページ、2目塵芥処理費の可燃ごみ処理事業、クリーンセンターの12節委託料、ごみ焼却施設運転管理委託料159万2,000円。これ、資料もいただいているんですが、資

料も含めて、ちょっとご説明いただけますでしょうか。よろしく申し上げます。

杉本委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 クリーンセンターの石橋です。よろしく申し上げます。ごみ焼却施設運転管理委託料の補正につきましてご説明申し上げます。

まず、資料1ページをご参照ください。補正対象事業名は、葛城市クリーンセンター長期包括管理運営委託事業でございます。

続きまして、資料2ページをご参照ください。補正理由といたしまして、契約書第37条、委託費の改定を根拠としております。第37条には、社会経済状況の変化に応じて委託費の改定を実施できるものとし、その詳細については、別紙5に規定すると定められております。

続きまして、資料3ページをご参照ください。別紙5、1、委託費の改定の欄に固定費及び変動費の構成内容ごとに改定に用いる指標を設定し、改定率を乗じることで反映させると定められております。

次に2、委託費の改定方法、(1)固定費及び変動費単価の改定の欄に、基準日時点での日本銀行等で公表されている指標に基づき、直近の確定されている8月から前年9月までの12ヶ月の平均指標と前回改定時の指標を比較し3%を超える変動があった場合には、その変動分を翌年度の固定費及び変動費単価に反映させるものとするとして定められております。

続きまして、資料4ページをご参照ください。図表5-1、改定に用いる指標の欄に、それぞれの改定対象と使用する指標が定められております。今回改定するのは、変動費の燃料費と薬剤費になります。燃料費の使用する指標は、日本銀行調査統計局による消費税を除く国内企業物価指数/石油・石炭製品/灯油となっております。薬剤費の使用する指標は、同じく日本銀行調査統計局による、消費税を除く国内企業物価指数/化学製品/無機化学工業製品となっております。なお、この指標につきましては、2015年の平均値を100としております。

次に4、変動費単価の欄に、事業開始時点の変動費単価は以下とするとして、5,125円と定められております。令和3年2月1日の契約以来、初めての委託費の改定となりますことを付け加えさせていただきます。

なお、変動費単価とは、処理対象物の処理量1トン当たりの変動的な経費であり、その内容は、燃料費、薬剤費、電力費・水道費となっております。以上が委託費の改定に伴う前提となっております。

それでは、実際の数字についてご説明申し上げます。

まず、変動が必要となる3%を超える変動があった場合の部分ですが、燃料費の令和元年9月から令和2年8月の平均値が100.8916、令和2年9月から令和3年8月の平均値が111.6500。計算式を申し上げます。(111.6500-100.8916)÷100.8916=0.1066。つまり、これをパーセントに換算しますと、10.66%の変動があったということになります。

次に薬剤費、同じく令和元年9月から令和2年8月の平均値が120.3083、令和2年9月から令和3年8月の平均値が134.5250。計算式、(134.5250-120.3083)÷120.3083=0.1188。つまり、11.81%の変動があったということになります。

次に、改定率につきまして説明申し上げます。燃料費は、さきにご説明しました数値の $111.6500 \div 100.8916 = 1.1066$ 倍となっております。薬剤費は同じく、 $134.5250 \div 120.3083 = 1.1181$ 倍となっております。

ここで、事業開始時点の変動費単価の計算式をご説明いたします。先ほどよりご説明しております……。

(発言する者あり)

石橋クリーンセンター所長 先ほどよりご説明しております燃料費とは、クリーンセンターでは灯油を使用しております。また薬剤とは、消石灰、尿素、キレートをそれぞれ使用しております。クリーンセンターにおける当該契約期間の1か月の平均計画処理対象物量は969トンです。この969トン进行处理するために必要な灯油代は27万1,320円です。

次に、同条件に必要な消石灰代は68万238円、尿素代7万2,675円、キレート代35万7,561円となっております。同じく電力費・水道費は358万5,221円となっております。この合計496万7,015円を969トンで割りますと、5,125円となります。これが改定前単価となります。つまり、燃料費の灯油代27万1,320円に、先ほどご説明申し上げました改定率1.1066を乗じますと、30万242円となります。同じように、薬剤費の消石灰代68万238円に改定率1.1181を乗じますと、76万574円となります。同じく残りの2つも計算しますと、尿素代8万1,257円、キレート代39万9,788円となります。ここに先ほどの電力費・水道費358万5,221円を合計しますと512万7,082円となり、同じように969トンで割りますと、5,291円となります。これが改定後単価となります。最終の計算としまして、年間処理計画量1万1,623トン×(改定後単価5,291円－改定前単価5,125円)×7月から翌年、来年の3月分としまして、12分の9×消費税分1.1を計算しまして、159万1,769円となります。

以上、説明を終わります。

杉本委員長 梨本委員。

梨本委員 詳細な計算式、きちっと教えていただいてありがとうございました。確認なんですけれども、これ今回、前回の補正やったかな、数量が増えてるということで、基準の数量もちょっと増えたことによって増額されてたじゃないですか、補正で。ただ、今の話聞いていると、969トンの基本的なその数量に関しては、これは割り戻す基本値に関しては、今回も同じというふうになっているんですけれども、そこで影響というのは出てこないのかということだけちょっと確認、聞かせてください。

杉本委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 委託費の計算方法につきましては、処理計画量×変動費単価×消費税、それプラス別にある固定費を足した合計となっております。3月で補正させていただいた分につきましては、この処理計画量が当初の想定より増えたために、その分を計算しまして、変動費を計算しまして、それプラス固定費というふうな形で、それを年間4回に分けて支払いをさせていただいておるといふような状況となっております。

以上です。

杉本委員長 梨本委員。

梨本委員 おっきな契約やったんでね、もう契約も済んでしもとるし、なかなかちょっとこれ、交渉せえというのを僕も言いにくいなと思うんですけども、できるだけ、ちょっと、何とか、見てもらえるとところは、もうこれはお願いベースになってしまうと思うんですよ。しょうがないんですけども、ちょっと原課のほうはしっかりとその辺も対応していただけるようにお願いだけしておきます。

以上です。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

西川委員。

西川委員 僕からは、3款の民生費、9目と8目なんですけど、まず9目の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業、これ先ほど説明であった、10万円の給付を行うということで聞いておりました、まずこれの、先ほども話あったけど、申込みせんあかんのか、プッシュ型なんかというところを、まずお聞かせいただきたいです。それと8目ですと、こども・若者サポートセンターに会計年度任用職員の方が、これは7月からですか、これはまた1名が新たに來られるのかどうかというところをちょっとお伺いしたいです。

杉本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまの質問でございます。プッシュ型かどうかというところなんですけども、まずこの事業に関しましては、令和3年度から実施しております住民税非課税世帯等臨時給付金事業を、令和4年度の課税状況に基づいて引き続き実施する事業となっております。今回も対象者につきましては、住民税均等割が非課税である世帯と、令和4年1月以降の家計急変世帯というのが主な対象になっておまして、この住民税均等割が非課税世帯という方につきましては、市内の方につきましてはこちらのほうで把握して、確認書というものを送らせていただく、いわゆるこれがプッシュ型になってくるのかなと。確認書を送らせていただいて、それは返送いただくんですけども、もう自動的に、確認書を、口座のほうを確認していただいて、返送していただくというような形で手続を行っていただきます。

あともう一つ、家計急変世帯という部分でございます。こちらについては、新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年1月以降に家計が急変し、非課税世帯と同様の事情と認められる世帯の方、こちらの方については申請等をいただいて、対象になるか確認させていただいて、該当の場合申請していただくというような形になります。

以上でございます。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎です。よろしくお願いたします。ただいまの西川委員のご質問にお答えいたします。

こども・若者サポートセンターは、様々な専門職が連携して支援に当たっている部署ですが、そのうち保健師2名につきましては、正職員での配置を受けております。このうちの保健師1名が8月10日出産予定で産前休業に入り、その後、産後休業、育児休業に入る予定になっております。この保健師の業務を担当するために、増員ではなくてこの代わりとしまし

て、保健師を会計年度任用職員で確保するための予算を計上させていただいております。よろしくお願いたします。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 ありがとうございます。

まず、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の件なんですけど、2つに分かれるというところ、プッシュ型いうたらもう多分、僕のイメージで言うたら、もう把握したはるじゃないですか。何ですかもう、非課税世帯というのはね。それでも勝手に振り込まれるのが……。だって分かんないですよ。振り込まれていくんかなというようなイメージを持ってたんですけど、一応やっぱりその何かしらのこちらから渡して、申請というかそれを確認をしてもらうというところは、1つ手続が必要やと。それについては、やっぱりさっき言わはった話、給食のときもありましたけど、必ず100%に近い、100%目指してやっていただきたいと。家計急変に関しては、これはほんまにPRをきっちりしていかなと、自分がそれに当たっているかどうかというところが分からへんのかなというところもありますので、これについては、しっかり市からのPR、何か広報をしっかりとしていかないとあかんかなと思っています。

もう一個、7,500万円予算ついてるんですけど、これ750世帯が見込まれるというようなどころでなんか、今、ほんで、非課税世帯というのが何世帯あって、それが見込みで、言うたらその割合、どれぐらいを見込まれてるのかというところをちょっと聞かせていただきたいと思います。

こども・若者サポートセンターについては、育休で、正職員の保健師の方が休暇に入られると。その代わりに会計年度任用職員の方を臨時で採用させていただくということ、それは分かりました。ここでちょっとこども・若者サポートセンターにちょっとお話しさせていただきたいのは、やっぱりこうやってきっちり正職員の方、保健師の方も雇ってやっていただいているので、住民の方からもちょっと話あったんですけど、やっぱり中学校とかとの連携をやっぱりきっちりしていただきたいと。これちょっと要望で、ちょっと話、部長のほうにもさせていただいたので、これは、こうやってしっかりと雇ってきっちりやられるので、その辺もちゃんと、中学校の何かしらの問題があったときに、しっかりこども・若者サポートセンターでサポートもしていくというような連携をきっちり取っていただきたいなということ、これはもう要望として言うておきます。9目のそれだけちょっともう一回。

杉本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしくお願いたします。ただいまの質問でございます。

まず、申請というところでございますけども、これにつきましては、まず口座の情報というのが、2年前に特別定額給付金で申請していただいた口座情報を利用しております。この口座情報のほう、まず確認作業というところがございまして、まずその口座、これでいいですかという形で確認書の中に書かせていただいているんですけども、まずその確認作業というところもございまして、一旦その確認書を返信していただいて、その口座情報が正しいというところであれば、入金させていただくという、一手間ありますので、そういう形でさせていただいているというところでございます。

あと、家計急変の周知というところでございますけども、こちらにつきましては、まず7月の広報で周知させていただいてる部分、あと始まりましたら、ホームページ、またSNS、広報等、利用させていただくのと、あと、この生活困窮という分野になってまいりますので、これについては、社会福祉協議会のほうにおいても貸付け等々の窓口等もございますので、そちらのほうの連携も取りながら、できるだけ対象になる方の漏れのないような形で進めてまいりたいと思っております。

あと、750世帯の割合ということなんですけど、世帯の考え方なんですけども、この750世帯のうち、一応事前に市の税の情報のほうで確認いたしました数といたしまして、大体450世帯程度見込まれるというところでございます。あと、1月1日以降に転入された方につきましては、こちらのほうは市のほうで税情報がないというところで、現在対象になるかというところの照会を進めさせていただいているところでございます。こちらのほうが大体250世帯、最大で見込んでおりますので、かなりもうこれ以上絶対ないというような数字になるかなと思っております。あと、その家計急変世帯については、50世帯を見込んでおります。それで、合わせて750世帯というようところで考えさせていただいております。

以上でございます。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 ありがとうございます。確認作業については分かりました。一応口座もちゃんとそれでまた合ってるかということも確認を込めてということで、していただけるということです。広報についてもきっちりやっただけということで確認させていただきました。ほんで、世帯数の考え方も、多めに見ていただいと。足らんことになったら具合悪いんでね。やっぱりその分はきっちり財源のほうを、国の補助金ですのできっちり確保していただいと。50世帯というところはちょっと分からんですけど、その250世帯ちょっと余分で見ていようところを、例えば70世帯、80世帯と家計急変のところが出てきたとしても、そっちのほうでも250世帯見てるから、カバーできるやろうというところの考えでいいかなと思っております。そやから多めにきっちり確保していただいと。確認させていただきました。

以上です。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

松林副委員長。

松林副委員長 先ほど、西川委員の発言の中の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業、ここで新たに住民税非課税世帯になられた方、そしてまた、家計が急変された方の給付という。この家計が急変されて、支給をされるというその査定ですな、査定基準。例えば起算日の何月、例えば任意の何か月から何か月の間に前年と比べて家計が急変したよとかいうそういう基準、そこらがあると思うんですけど、そういう基準をちょっと教えていただけますか。

杉本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。よろしくお願いたします。ただいまの質問で

ございます。

家計急変世帯の考え方というところで、具体的な考え方というところでございます。こちらにつきましては、令和4年4月以降、これは税の反映がされない月になるんですけれども、それ以降の任意の月、例えば1月以降のどの月でもいいんですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減った月、その月を、掛ける12で換算いたしまして、その収入が非課税世帯と同一の収入ということになれば、対象になるというのが基本的な考え方となってきております。

以上でございます。

杉本委員長 松林副委員長。

松林副委員長 令和4年4月以降、任意の月、1か月でもいいんでしょうかね。たとえ1か月でも構へん。それ掛ける12で換算するという考え方ということで、了解しました。こういう部分も、できればこういうような部分もしっかりと広報もしていただいて、よろしく願い申し上げます。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

奥本委員。

奥本委員 委員長、ちょっと関連になるんですけども、予算とはちょっと違うところに入りますので、間違ってたら止めてもらって結構です。

先ほどの住民税非課税世帯のところの世帯数のお話にございまして、450世帯にプラス転入者250世帯ということでした。これ1年間ですよ。1年間で5割以上もこれ、増えてるってことなんですか。これってこのペースで近年こう進んでいるんです。あとそれよりも、転出者もあるので、大体この450世帯と250世帯の700世帯ぐらいで収まるという計算なんですかね。今後の見通しというところをちょっと聞きたいかな。単年度で見たらこういう数字ですけども、このような傾向が続いているのかどうか、ちょっとそこだけ知りたいんですけど、よろしいですか。

杉本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。ただいまの質問でございます。

この450世帯というところに関しましては、この令和4年度の考え方、この支給の考え方といいますのが、大きく言いますと令和3年度に住民税課税世帯であって、令和4年度が非課税世帯の方が対象になってまいりまして、それが、およそ450世帯というようなところの数字になってきております。あと250世帯といいますのは、これは転入、ちょっと数字は前後するんですけども、1月1日以降に転入した世帯の総数に近い数字ではじき出させておりますので、この世帯が全て非課税というようなところにはなっていないのかなというところで、ちょっとそこの精査については、まだ今現状行っているところですので、大体同じような割合というところになってくるのかなという、あくまでも数字のお話させていただいております。

杉本委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。これコロナ対策のやつなので、過去の数字というのは難しいか

と思うんですけども、今、説明聞きまして分かりました。転入者というのがあくまでそういう非課税というのに限らずに、最大限マックスそうあった場合でも対応できるという意味ですよね。了解です。ありがとうございました。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

増田委員。

増田委員 お尋ねします。先ほどの梨本委員のご質問に関連をさせていただいて、可燃ごみ処理事業、ごみ焼却施設運転管理委託料ですね。資料もつけていただきました。説明もさせていただいて、変動費の燃料、薬剤、電力・水道の経費が高くなったら、これに伴って契約がプラスになると、こういうお話で、それぞれ、消石灰が68万円、こういうお話を聞かせていただきました。掛け算聞いてないので、ちょっと分からないのでお尋ねしたいんですけども、薬剤の単価が上がったんか、数量が増えたんか、そこんところちょっと私、聞き漏らしてたかどうか分からないので。例えばですよ、燃料。燃料も単価が上がって、掛け算したら、この5,125円が、基準値が上がって、五千何ぼに上がったっていうことなんか。ちょっと要するに何を言いたいかというと、時間ないのでもうまとめて言いますけれども、社会情勢による、例えば、ウクライナでの戦争で燃料単価が上がったからこういうことになった。もしくは、ごみの処理量が、以前の説明ありました、ごみの処理量が上がったからそれに伴う変動費の量が増えたということなんか。逆、その次を言いますと、この契約の変動費を抑えるための努力っていうものが、単価の上昇であればできへん。社会情勢を抑えることはできへん。もしくは、国に頼んで、これに対する、社会情勢の変動に対する、こういうクリーンセンターの運営負担が多くなったので、国にこの援助ちょうだいっていう請求をするということも可能かどうかですね。

もう一つは、ごみの量が多いということであれば、私一般質問でお願いしたように、市民の皆さんに、ごみの量が契約当時からどンドンどンドン増えています。この解消は分別の徹底にありますと。もう少し市民の皆さんのご協力を得て、このごみの減量化に協力してください。もしくは、水分をもう少し絞って、水分を減らして、運営費の負担額の減に協力をお願いします。こういった形で、この負担額を抑えるという何らかの対策せなあかんと思うんですよ。結果的に上がったんだということで、契約先に支払いをするというのも、それはもう仕方がないって言えば仕方がないんですけど、やっぱりこれを極力抑えるための努力っていうのを、どういうふうにしてやったらええんかというところを、ちょっと部長お願いします。

杉本委員長 前村部長。

前村市民生活部長 市民生活部の前村でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの質問で、一般質問でもいろいろご教示いただきましたのは、3月議会でその件に関連しておりまして、それは変動費単価、今回の単価改正とは関係ないまま、令和3年度中のごみの処理量が、コロナ禍の影響で家の片づけ等で排出量が、可燃ごみが、あるいは大型ごみの増量によって年間680トンを超す見込みから、単価の額は同じで増えた量を掛けた380万円の補正をお願いいたしました。今回の補正は、委員おっしゃっていただい

ますように、これは日本銀行の国内企業物価指数とかを基にしておりまして、物価変動の影響によりまして、1年間の前年の、これ今回具体的に言いますと、9月から8月までを前年の9月から8月までの指数と比較して、3%以上増えたら見直しを行うというものでございます。今回、燃料と薬剤の部門において該当いたしましたので、単価といたしまして1トン当たり166円増えたと。ごみの量には関係してないということでございます。

以上でございます。

杉本委員長 今後の対策は。

前村市民生活部長 今後の対策につきましては、一般質問で教えていただいたように、ごみの量の減量につきましては、いろいろと分別収集ともに努力を啓発をして、市民の皆様にご協力を求めていくことが、結局節税にもつながり、また、地球環境の保護にもつながっていくことですので、頑張っていきたいと思っております。

杉本委員長 増田委員。

増田委員 お願いします。私気になったんは、先ほど説明の一部でありましたように、社会情勢で、どこですか国、日本銀行やったかな。その指数に基づいて上がってますよね。こんな世間の相場に振り回されて、地方自治体がこういうところまで負担が大きくなっていると。国に対しても、こういった負担増に対する支援いただけるようなものがあれば、しっかりおねだりをするべきかなと、そういうふうにしたので質問させていただいた。市民は市民で協力するよと。国は国でこういうふうな負担に対しても対策を講じていただきたいなと、ここで言ってもしゃあないんですけども。そういう状況のことをしっかりと理解していただく必要があるのかなというふうに感じました。ありがとうございます。

杉本委員長 ちょっと僕から1つだけ。いろいろ聞いてて、一番最初に思ったんが、これ契約してるからあれなんですけど、この1トン当たりの経費ですよ。これって普通に考えれば削減できるというか、しようと思ったらできると思うんですけど、この5,125円というのが適正なんですか。これは誰が管理してるんですか。例えば、同じごみを燃やすのにじゃんじゃん燃料を使うのと、節約して燃やすのと全然違うと思うんですけど、そういうのって、僕ちょっと素人ながらに分らないんですけど、そういう管理っていうのは、後からでも可能なんかな。例えばこれ、言い値で来てるのと違うかなと思っちゃったんですけども、業者のね。これちゃんと適正にちゃんと見れてるんですかね。

石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 この当初の単価を決めるに当たりまして、令和2年3月に葛城市のほうから、葛城市クリーンセンター長期包括管理運営委託事業要求水準書というのを出しておるんですね。過去にクリーンセンターがこういうふうな運営でしてましたよ、今後もうこういうふうな運営をしてほしいという書類に基づいて出された数字で、またこれから、この長期包括で10年間必要な経費を想定して出した数字、それ両方合わせて、この5,125円、これが妥当かどうかというのを見てくれるというふうな数字になっております。ちょっと答えになってないかも分かんないんですけども、経緯はそういう経緯です。

杉本委員長 適正やというということですかね。

石橋クリーンセンター所長 というふうを考えております。

杉本委員長 分かりました。

ほかに質疑ありませんか。

谷原委員。

谷原委員 私も関連で、同じところをまたお聞きしたいと思うんですけども、1つは変動費ですけども、この変動費について、委託費の改定において変動費が発生したということだと思っておりますが、今日お配りいただいた契約書の抜粋の中の、これ、抜粋の中の3ページになりますが、委託費の改定ということで先ほど来説明ありましたが、この2の委託費の改定方法とあります。ここの改定方法は以下のとおりとするとあって、固定費及び変動費単価の改定、これは毎年10月1日に見直しを行うものとする、改定に用いる指標はね。その指標の見直しに基づいて3%を超える変動があった場合には反映させるということなんですけれども、これは、要は改定は今回ですよ。6月のだから7月から改定ということなんですけど、ということは昨年の10月1日の時点で指標を改定しましたよと。改定してずっとやってきたところ、この時点になって3%を超えたから、今回予算が出てきたのか。だから、この改定の在り方がちょっともうひとつよく分からないんです。これだけ見ると、10月1日に仕様が改定になったんだったらその時点で、1年に1回見直しで改定すると。ここに書いてありますように、翌年度の変動費の改定について、固定費及び変動費の単価については、翌年度とありますよね。1年に1回ですね。多分10月1日の時点で見直しをして、翌年度は1年間の改定費になるのかなど。これちょっと見て思ったんですけど、どうもそうではなくて、この時期にやられて、7月から来年の3月までの改定だというふうにおっしゃったので、そもそも委託費の改定というのが、どういうふうに行われるかちょっともうひとつよく分からなくなったので。私が誤解している部分も多々あると思いますので、ちょっと、委託費の改定というのは、この契約上どういうふうになっているのか。今回のこの改定とどういうことになっているのか、そこら辺説明をちょっとお願いできたらと思います。これが1つです。

それからもう一つは、一般廃棄物処理についての基本計画、これは環境省が策定指針というのを作ってまして、私もクリーンセンターについて勉強したときにだいぶ読んだんですけども、やはり基本は、市民の皆さんが毎日の中でごみが出て、それを収集して、行政が処理していただく。これは本当に市民生活に直結する問題だし、市民の協力も必要だし、なおかつその非常に多くの費用がかかる分野であると。それが、だから市民の協力を得るためにできるだけ透明性を確保して、こうすれば経費が下がります、こうすれば上がりますということをやっぴり市民の方にも理解していただいて、協力を得るというふうなことを環境省のほうもそういう指針の中で書いてあるのを見まして、なるほどなど。だから今回もこの契約で、上がるのはもう確かに経費が上がっていくから、業者も大変だからと思うんですけども。これを、私としては、先ほど増田委員がおっしゃったことなんですけれども、協力を得るために、やっていくためにということで、そもそも下げるといえることが可能なのかどうかね。ちょっとこの契約上。どうも我々はこの契約の時点であまりよく議論ができてなかったという不満が議会のほうにありまして、もっとこの契約中身、変動費についてもきちっと知

らないとあかんと思うんですけど、そもそもその下げるということがこの契約で可能なのか、そこをちょっとお聞きしたいんです。この2点ですね。

杉本委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 クリーンセンターの石橋です。

1つ目ですけれども、契約書では、委託費の改定は各事業年度の10月に実施するものとなっておりますが、クリーンセンターに資料提出が行われたのは令和4年3月でした。遅延理由を確認したところ、年度末までに資料提出を行えばよいと考えていたとの回答でした。契約書第3条4項には、乙、つまり業者側に帰すべき事由により、本事業の追加の合理的な費用が発生した場合には、乙がこれを負担すると規定されております。聞き取りを行ったところ、本来なら遅くとも12月には資料提出できると確認できたため、本件は当初予算に間に合っておりましたが、委託事業者側の理由により6月議会の補正となったため、委託費の改定は本年7月より適用するものと考えております。

2点目なんですけれども、先ほど説明させていただいた中で、最終的にこの委託費の計算方法で、年間処理計画量掛ける単価、掛ける消費税で固定費をプラスする。つまり年間処理計画量を下げることができたら、委託費を下げるのが可能になるんです。そこで、増田委員の一般質問の中でも部長が答弁してましたとおり、ごみの分別とか、そういうふうなものでごみの処理量が下げることができれば、可能であると考えております。

以上です。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。一般質問で増田委員が答えられたことで、契約上も、もうそういうことはもう間違いなく下げられるということですので、よく分かりました。それで、先ほどあった、じゃあ、本来の、今回だから業者がそういうふうな形で、やっぱり出すべき資料、遅延したということをおっしゃいましたけれど、本来はどういうふうな形で、今後、この契約どおりであれば、いつ改定があってということになるんでしょうか。もし変動があればですよ。もし今後変動が発生するふうな場合があったら、この改定については、基本的には10月1日というふうに書いてあるので、なんです、それは新年度予算の段階から本来は改定していくものなのかというふうにちょっと聞こえたので。10月1日がこの見直しの基準日となっているんですけども、そうすると遡ってまた予算、新年度に、10月以降ですか、だから11月になるのかな、もしあれやったら。遡って取られることになるのか、ちょっと今後の、この契約で本来やったらきちっと1年に1回、そういうことがあれば見直しされるもんだと思うんですけども、その時期とかそこはちょっとかえってよく分からないので、今回ちょっと変則的だみたいなこと、ちょっと感じがしたのでね。契約上はどんなものなのか聞いてみたい。

杉本委員長 前村部長。

前村市民生活部長 市民生活部の前村でございます。

今お尋ねいただいているのが、資料としてお配りさせていただいております3ページの委託費の改定方法というところで、もう谷原委員がおっしゃっていただいている、読んでいた

だくとおりでございまして、10月1日を基準日として、その4行下に、翌年度反映させるものということで、予算立てをしての反映となっていきます。先ほどの所長答弁いたしましたちょっと補足ですけれども、逆に3%、今度、物価指数が下がった場合は抑えることができると思います。

それともう一つは、ごみの量、これは単価の改定です、今回お願いしているのは。さき3月にお願いしたごみの量を減らすというのでも下げることができる。これはもう増田委員が一般質問いただいているように、分別を進めることによって、単価掛ける、それはもうピット内に投入されるごみの量が減るということですので、分別でプラスチックとかをどけることによって減る、そして燃焼温度が下がったら、そういう補修費も下がる。そしてキレート等の薬剤も光熱水費、水もかける量も減らすことができると。全てにおいて相乗効果で比例して減らしていくことが理想ですし、そういう努力を続けたいと思います。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 この点では、厚生文教常任委員会でも調査案件としてぜひ、ゴミの減量化の問題に当たってちょっと契約内容をもう少し詳しく、我々も勉強をする必要があるなど思っているところです。

ちょっと意見ということになりますけれども、改定に当たって、どのような手順で改定するかを、もう一回ちょっと明確に、また今度、厚生文教常任委員会の調査案件のときでも、ちょっとお伝えしていただけたらと思うんです。ちょっと分かりにくいので、今この時点で議論することではないと思いますので。よろしくお願いします。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 僕、最後にちょっとこの5,125円の根拠だけお願いしときます。数量とかこの薬剤の量とか、この5,125円が何でこの金額になるかだけちょっとまた次の委員会とかで資料で出していたきたいです。

質疑がないようですので、3款、4款の質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時30分をお願いします。

休 憩 午後0時10分

再 開 午後1時30分

杉本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。午後からもよろしくお願いします。

先ほどの会議の中の議案の中で追加の説明があるみたいなので、よろしくお願いします。

林本理事。

林本市民生活部理事 市民生活部の林本です。よろしくお願いいたします。午前中の奥本委員のご質問に対して補足説明をさせていただきたいと思います。

本市の戸籍情報システムにつきましては、7団体による共同利用を行っているところです。それを説明もさせていただいたわけなんですけれども、システムそのものは、日立製作所製の汎用機、これを使用しております。その汎用機を基にベンダーであるシステム会社が、国の標準仕様に基づいてシステム改修を行うものであり、決して特殊なものではないと。特殊な

改修というものではないということだけちょっと補足説明をさせていただきたいと思います。7団体、全てベンダーが回りますので、効率的にシステム改修を行っているところでございます。

以上です。

杉本委員長 よろしいですか。

奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。午前中の補足ということで、この住民基本台帳の運用してるシステム、NR7ですけど、葛城市をはじめとして7つの市町で運用してるやつ。これ導入当時、前市長が、総務省の何か事例発表会のところで、独自のシステムを構築しましたっておっしゃってたんで、私は本当にこの7団体でお金出し合って独自仕様を開発したんかなと思ってましたけども、そうじゃなくて、あくまでも基本のパッケージ、汎用パッケージがあってそこに7団体だけが利用してるという形で運用されてるということで。結果、国の法令改正によるシステム改修があってもそんなお金かからないよということですね。これについては了解いたしました。市全体として、そういうやっぱり独自仕様のやつのところはもう今後極力少なくして行って、改修費用を少なく抑えるというまた手だて、全体的なところでまた考えてもらったらと思います。ありがとうございました。

杉本委員長 それでは、歳出の5款から歳出の最後までの部分と、その歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。

質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 5款農林商工費のところなんですけども、農業委員会事業のところ、モバイルデバイス管理システム使用料というのがあります。金額は1万5,000円と知れているんですけども、この中身、ちょっとご説明ください。

杉本委員長 吉村課長。

吉村農林課長 農林課の吉村です。どうぞよろしく願いをいたします。

ただいま奥本委員のほうからご質問をいただきましたモバイルデバイス管理システム、この使用料の件でございますが、これはインターネットに接続可能なタブレットやスマートフォンをクラウドで一元管理・設定することができるシステム、こういうのが全国の農業会議所のほうで一括して取りまとめて契約をされるものでございまして、これの利用に当たるものでございます。中身的に申し上げますと、タブレットの紛失等をした場合の位置情報取得、端末ロック、それから業務に関係ないアプリのインストール制限、それから操作ログの管理等のシステム内容となっております。

以上でございます。

杉本委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。国のというか全国の農業のこの委員会のところの共通したやつということで、恐らくコロナとかで対面の面と向かっての会議が難しくなったところから、こういうのが一気に進んだんじゃないかと思っておりますけども、非常にこう、市じゃないんですけ

ども、その関連するそういう事業者の中でこういうのがいち早く取り込まれているということ、すばらしいなという思いがします。あと、これも参考にしながら、議会のほうも、これももう議会改革にも絡むことですが、やはりいろんな意味でやっぱり情報の共有化と、対面じゃなくてもできる、あるいは情報共有して、それを遠隔でありながらもそれぞれ何か相談できるというのは非常に有効じゃないかと思しますので、またいろんなところで検討を進めていってもらえばと思います。ありがとうございました。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようですので、これで一般会計補正予算に対する質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議題39号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第39号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで職員の入替えを行います。

(理事者入替え)

杉本委員長 次、議第40号、令和4年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第1号)の議決についてを議題といたします。

本案について提案者の内容説明を求めます。

西川部長。

西川教育部長 教育部の西川です。よろしくお願ひいたします。

議第40号、令和4年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第1号)のご説明を申し上げます。

第1条、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、第1表、歳入予算補正によるとなっております。

2ページの第1表をご覧ください。第1表、歳入予算補正でございます。歳入予算補正、歳入の1款分担金及び負担金、1項負担金で6,011万9,000円の減額。2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で同額の6,011万9,000円の追加となり、歳入総額、増減なしの3億8,940万円でございます。今回の補正内容につきましては、地方創生臨時交付金で、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策を活用しまして、子育て世帯の負担軽減を図るもので、市内公立幼稚園、小学校、中学校の児童・生徒の給食負担金、2学期4か

月分を免除するものでございます。

それでは、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入の1款分担金及び負担金、1項負担金、1目教育費負担金、1節学校給食負担金で6,011万9,000円の減額。2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で1節一般会計繰入金で、地方創生臨時交付金活用分の給食費の保護者負担軽減分を、一般会計より繰入金として同額の6,011万9,000円の追加とするものでございます。よろしくご審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

杉本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 質疑がないようですので、終結いたします。

議員間討議を希望される方おられますか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第40号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第40号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、議第41号、令和4年度葛城市水道事業会計補正予算(第1号)の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

井邑部長。

井邑上下水道部長 失礼いたします。上下水道部、井邑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第41号、令和4年度葛城市水道事業会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明いたします。今回の主な補正内容につきましては、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策事業の一環といたしまして、地方創生臨時交付金を活用し、個人及び事業者向け支援策といたしまして、水道料金のうち基本料金8か月分を無償化することから、水道使用料の減額を行い、その減額分を一般会計より補助されるものでございます。

それでは、予算書1ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出で、まず収入の部、1款水道事業収益、1項営業収益で6,177万6,000円を減額、2項営業外収益で同額の6,177万6,000円を追加いたします。水道事業収益の総額は7億8,179万6,000円で増減はご

ざいませぬ。

次に支出の部、1款水道事業費用、2項営業外費用で607万3,000円を追加し、水道事業費用の総額を7億2,224万3,000円とするものでございます。詳細につきまして、収入支出の見積基礎によりご説明いたしますので、5ページをお願いいたします。

まず、収益的収入でございます。1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、1節水道使用料で6,177万6,000円を減額いたします。これは、本年8月分から来年3月分までの8か月分の水道基本料金の無償化によるものでございます。2項営業外収益、2目1節他会計補助金で6,177万6,000円の追加でございます。これは水道使用料の減額分と同額を一般会計より補助されるものでございます。

次に、収益的支出でございます。1款水道事業費用、2項営業外費用、3目1節消費税及び地方消費税で607万3,000円の追加でございます。なお、この追加につきましては、今回の水道料金基本料金無償化の影響によるものではなく、消費税及び地方消費税の申告納付見込額に対し予算額が不足するため、増額をお願いするものでございます。

以上説明といたします。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

杉本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。

基本料金、今幾らで、だから8か月分いうたら、1世帯当たり幾らの支援になるのか。減額による支援になるのか、これちょっと1つ伺います。

2つ目ですけれども、これ事業者ですよ。市内事業者いろいろあると思いますけれども、その基本料金も同じなのか。そもそも私も水道料金の料金体系、よく分かっておりませんので、家庭と事業者と違いがあるんであるか、そこは影響、この基本料金が違うのかどうかも含めて申し上げます。

杉本委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。どうぞよろしく願いいたします。ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

基本料金ですねけれども、葛城市におきましては、2か月に1回検針をさせていただいています。例えば9月、今度8月から、部長おっしゃった3月までの8月分のうち、例えば9月検針の分、これが8月・9月分として基本料金で1,040円になります。事業者、事業所もそれから一般家庭も同一の基本料金として2か月に1,040円となっております。それが3月までですので、それが4回、1,040円が4回という形になりますので、最大8か月分といたしましては、1世帯当たり4,160円の減免となります。

以上でございます。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。結構です。

杉本委員長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

増田委員。

増田委員 昨日は水道の県域水道一体化ということで議論していただきました。今回この補正で、こういった基本料金の免除という補正でございます。今回ちょっと委員長にもお計らいをいただいでちょっと質問させていただきたいんですけども、こういう補正をしていただいたらなというのは、午前中にございました専門分野アドバイザーという補正を企画政策課のほうで、これも分野の違うところですけども、専門家の知恵を借りて事業をいろいろ分析するんだと、こういうお話でございました。一方、水道事業におかれましても、非常に難しい時期の県域水道一体化の検討をする資料を作成していただく中で、以前にも私ご提案申し上げてましたように、専門的観点からこの葛城市の水道事業に対する評価であったり現状分析であったり、そういったことも、今後の県域水道一体化に参加するしないの検討資料に必要な部分ではないかなと。これはもう職員を信用してないとかそういう問題じゃなしに、客観的な立場から見ていただくような、そういったようなアドバイザー、専門家のご指導も必要になってくるのかなと。次回の補正等でのお願いでございますけど、それに関してちょっとご答弁いただけますか。

杉本委員長 井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑でございます。

まずは検討させていただきたいと存じます。専門分野アドバイザーという形になるのか、また、シンクタンクへの委託とするのかも含めまして、ちょっと検討をさせていただきます。その中でどこまでの支援がいただけるのか等も含めまして、今後させていただきたいと思えます。また、すると決定したときには、予算をどう創出するか等の問題も発生しますので、その辺のことも含めまして今後検討させていただきます。ありがとうございます。

杉本委員長 増田委員。

増田委員 時間的に非常にタイトなスケジュールになっていますので、予算要求が遅れても、そういう導入ができるような判断も必要になってくるのであれば、それは議会としても十分理解していただく必要があるのかなというふうに感じました。このお話については、私、先日、奈良市の今後の県域水道一体化に関する奈良市の検討する1つの組織を立ち上げられた中に、学識経験者という言葉が入ってたように思います。市会議員も入っての、原課は当然ですけども、いろんな方の意見集約で今後の判断基準を形成していこうと、こういうふうなお話でございましたので、葛城市もそういったようなお取組をいただきたいということでございます。よろしく願いしときます。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

西川委員。

西川委員 予算については、僕全然、これいいんですけど。ちょっとこんな勉強してこいよと言われるかもしれないです。ちょっと教えてほしいんですけども、歳入で一般会計から今こっこのほうに、一般会計補助金という形で特別会計に戻してもらってるんですけど、片やこの給食のほうやったら繰入金という形に、他会計からこうなってるんですけど、その辺、その文言というか、何かこの科目の文言というのが、ほんで一般会計やったらこれ多分繰入金にな

って財政、それちょっと、何かその違い、使い方のこの文言の違いというのを教えてほしいんですけど。

杉本委員長 内蔵課長。

内蔵財政課長 財政課の内蔵です。よろしくお願いいたします。

ただいまの西川委員のご質問です。例えば、今申されたように、学校給食特別会計でしたら、歳入の不足を補うための一般会計から特別会計への支出というのは繰出金という名称なんですけれども、水道事業、それから下水道事業、これらは地方公営企業法が適用される特別会計でございまして、地方公営企業法が適用される特別会計への繰出しにつきましては、独立採算の原則から、出資金、それから補助金、それから貸付金と、この3つの場合に限られるとされております。この場合は補助金に該当しますので、水道事業補助金としております。

以上です。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 ちょっと僕の勉強不足でちょっと聞かせていただいたので、ありがとうございます。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであればこれより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第41号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第41号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が全て終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば許可いたします。

吉村議員。

(吉村議員の発言あり)

杉本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようでしたら、委員外議員の発言を終結いたします。

皆様、初めての委員長でちょっとときどきしながらやったんですけども、何とか早く終われたし、次の議会改革特別委員会協議会の時間にも間に合いました。その中でも深くいろいろ

ろ意見出していただいて、私も勉強になりました。引き続き頑張っていきますので、よろしくをお願いします。ありがとうございました。

これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後1時54分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長

杉本 訓規